

○公共工事の前金払に関する規程

昭和46年4月1日訓令第4号

改正

昭和54年4月1日
平成5年4月1日
平成7年10月1日訓令第5号
平成22年9月16日訓令第4号
平成25年7月10日訓令第3号
平成28年3月9日訓令第1号

公共工事の前金払に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事の前金払について、必要な事項を定めることを目的とする。

(前金払の対象等)

第2条 前金払の対象は、請負金額が1件につき1,000万円以上の土木又は建築に関する工事、調査設計又は測量に要する経費とする。

- 2 前金払の割合は、請負金額の10分の4以内とする。
- 3 国庫債務負担行為に基づく国庫負担事業である公共工事に係る前金払であつて、予算執行上前項の規定により難いと市長が特に認める場合は、前項の規定は、これを適用しない。この場合において、当該前金払の割合は、請負金額の10分の3とする。
- 4 前3項の規定により前金払を受けた工事（土木又は建築に関する工事に限る。）であつて、次のいずれにも該当するものについては、前3項の規定により既にした前金払に加えて、請負金額の10分の2に相当する額の範囲内で追加の前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。ただし、中間前金払と前金払の合計額は、請負金額（変更契約がある場合は、変更後の請負金額）の10分の6を超えてはならない。
 - (1) 工期が4か月以上にわたること。
 - (2) 工期の2分の1を経過していること。
 - (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上に相当する額であること。
 - (5) 部分払（池田市財務規則（昭和39年池田市規則第19号）第103条に基づく代価の一部の支払をいう。）又は工事の完成に先立って引渡しを受けることを指定した部分に係る支払の請求がされていないこと。
- 5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事に該当するときは、中間前金払をしないものとする。
 - (1) 代理受領又は債権譲渡の承諾申請が行われている工事（当該承諾申請が承諾されなかった場合を除く。）
 - (2) 前払金を当該工事に必要な経費以外の支払に充てていることが判明した場合その他の中間前金払をすることが不適當である特別な事由があると市長が認める工事

6 第4項の規定にかかわらず、予算執行上の都合その他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、前金払の全部又は一部を支払わないことができる。

(債務負担行為及び継続費に係る契約の取扱い)

第3条 債務負担行為及び継続費に係る契約で、年度ごとに出来高予定額を定めた場合は、各年度の出来高予定額に対して前金払をすることができるものとする。

(前金の追加払等)

第4条 前金払をした後において、契約を変更した結果、変更後の請負金額が当初の請負金額の10分の2以上増減した場合においては、その増減した額について、既に支払った前金と同一割合により計算した額を追加払し、又は返還させることがある。

2 前金払をした後において、請負金額が減額により1,000万円未満となったときは、第2条の規定にかかわらず、前項の規定を適用する。

(支払済みの前金の返還)

第5条 次の各号の一に該当するときは、既に支払った前金の全部又は一部を返還させることがある。

(1) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。

(2) 請負契約を解除したとき。

(返還金の遅延利息)

第6条 前2条の規定により返還すべき額（以下本条において「返還金」という。）を指定期限内に返還しないときは、その期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に規定する率を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、公共工事の前金払に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日）

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月1日訓令第5号）

この規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成22年9月16日訓令第4号）

(施行期日)

1 この規程は、令達の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の第2条第2項の規定は、平成23年4月1日以後に締結する公共工事の契約について適用し、同日前に締結する公共工事の契約については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月10日訓令第3号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成28年3月9日訓令第1号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の公共工事の前金払に関する規程の規定は、平成28年4月1日以後に締結する公共工事の契約について適用し、同日前に締結する公共工事の契約については、なお従前の例による。